

全日本空手審判機構・規約(1)

○全日本空手審判機構(略称・JKJO)

- 1・本機構は、「全日本空手審判機構」と称し、神奈川県横浜市都筑区中川5-38-14に総本部事務局を置き、空手道のルールの一、公認審判員の認定、優良大会指定等を行い、空手道を通じての青少年の健全育成と社会貢献を目的とする。
- 2・本機構は、総本部事務局を中心とし、各地区本部事務局、各都道府県事務局を置く。
備考欄参照。随時、追加される。
- 3・本機構は、講習審判員、各(S/A/B/C/D/E)公認審判員、公認検定員、代表、コミッショナーで構成される。
- 4・本機構の各地区事務局には、代表、ルール委員長、事務局長、検定員等の役員を置く。
会計収支は各地区事務局に一任する。
- 5・本機構は、各地区本部事務局の裁可によって毎年数回、審判講習会を開催する。
- 6・本機構は、各地区本部事務局主催による審判講習会に於いて、公認審判員のライセンスを発行する。各地区本部事務局の公認のもと、承認認可される。
- 7・本機構は、派閥流派団体の枠を越えた友好団体の集合体であり、流派間の対立関係の緩和と潤滑油的立場を心掛ける。
- 8・本機構の名称(JKJOまたは全日本空手審判機構)を無断での使用は禁止する。
各地区本部事務局に書面にて許可の申請をする。
- 9・本機構の現在(平成18年11月1日)の地区本部事務局とエリアは以下とする。
○北海道地区(丈夫塾) ○甲信越地区(士衛塾) ○中国地区(極真會)
○関東地区(MAC) ○中部地区(男塾)
○関西地区(一光会館) ○九州地区(一進会)
※今後、この地区本部の増加及び細分化(北関東、南関東または東京地区)もある。
- 10・本機構は、営利目的ではない為、参加団体に対しての入会金・月会費・年会費などの受け取りは一切ありません。
- 11・本機構の運営費は、基本的に各地区本部が行う審判講習会の中の交流試合などから賄う事とする。その他、大会開催事業・イベント開催事業の収益は各地区本部の管理とする。
- 12・本機構・総本部事務局は、各地区本部要請事業の調整協力を行い、円滑に動けるようにする。
- 13・本機構・総本部事務局は、「季刊誌」を年数回発行し情報公開と普及活動を行う。
将来的には「月刊誌化」を目指す。
- 14・本機構・総本部事務局の役員は、全国支部長会議にて決定する。
※2006年現在は各地区本部との合議制とし代表役員はいない。
事務局長として渡辺MAC代表、会計として佐野カラテスクール代表がルール委員会として坂本極真会館師範、西山西山道場師範が総本部を兼ねる関東地区をまとめています。

○参加について

- 1・本機構の参加に関しては、基本的に自由参加とする。
但し、トラブルを起こした、又は起こす恐れのある団体道場は参加を認めない。
- 2・団体(個人)の参加希望者に対しては、現参加者の紹介があり各地区会議で了承された場合とする。尚、他地区に対しても報告しなければならない。
- 3・本機構参加団体からの離脱・独立した場合の道場は、基本的に2年間は参加する事は出来ない。但し、円満独立の場合で元の代表者の許可があれば当てはまらない。
- 4・本機構以外の友好団体からの離脱・独立も上記(3)と同じとする。

○検定員

- 1・検定員はJKJO全国会議に於いて、各地区より実績・貢献度を参考に推薦された団体(道場)代表者(責任者)が、全国代表者会議参加者の2/3以上の賛成があれば認定される。
- 2・公認ライセンスは、3名以上の検定員が協議して認定する事が出来る。
- 3・検定員は、その地区に於いて地区本部事務局の許可があれば都道府県事務局として審判講習会及び交流試合を開催出来る。
但し、ライセンス発行には2名以上の検定員の参加協力が必要である。
- 4・都道府県事務局主催の審判講習会に於いてはC級ライセンスまでの発行とする。
A・B級ライセンスは、地区本部事務局主催の審判講習会でのみ発行される。
S級ライセンスは、参加道場で各地区事務局会議に於いて推薦されたものとし全国会議に於いて報告する。準検定員扱いとし、審判講習会運営もできる。
- 5・検定員の有効期限は5カ年とし、問題がなければ総本部事務局に於いて更新する。

○ライセンス(A～E級審判員)と参加資格

- 1・級認定について
 - ・E級＝講習会3回参加(無試験)
 - ・D級＝E級認定後、講習2回参加(無試験)
 - ・C級＝D級認定後、講習2回参加、普通・上級救命講習参加(筆記試験)黒帯以上
 - ・B級＝D級認定後、講習2回参加、(筆記及び実技試験)主審検定講習会
 - ・A級＝D級認定後、講習2回参加、(筆記及び実技試験)

全日本空手審判機構・規約(2)

- ・S級＝参加道場代表者(JKJOに積極的に参画するもの)
上記、認定者には認定カードと賞状を発行する。
- 2・ライセンスは、2年に1回は講習会に参加して更新しなければ失効する。
実際の大会での審判業務も1年に2回以上は行う事。
- 3・E、D級審判員は高校生以上、4級以上は参加取得出来る。但し、道場責任者の推薦がある場合とする。
- 4・C級以上は黒帯のみ取得を原則とする。
但し、空手修行5年以上で団体責任者の推薦がある場合は茶帯でも取得は出来る。
- 5・A・B級審判員は、主審検定講習会(主審の救急セミナー)を2年に1回は受けなければならない。
- 6・A・B級審判員以外はJKJO公認大会に於いての「主審」は出来ない。
※但し、正式執行は2008年度からとする。
- 7・A～C級審判員は、JKJO公認大会に於いて年に2回以上の審判業務をしなければライセンス更新が出来ない。
- 8・S級に関しては、JKJOに対して積極的に参画する団体の代表者とし、各地区会議にて了承を得た場合とする。
- 9・講習会参加回数は、地区を越えても回数はカウントされる。
(例・関東1回、中部2回＝3回＝E級審判員)
混乱をさける為、講習会参加の場合は必要書類を提出する。
- 10・各種大会に於いて、検定員らがJKJO審判員の動作行動に対し余りにも品位にかける場合はライセンス失効、又は再講習をさせる場合もある。

○各地区交流試合

- 1・JKJOの運営費及び活動費は、審判講習会主催の各地区交流試合の参加費を当てる。
全国会議の参加交通費他費用は活動費とする。
- 2・選手参加費は、2000円～2500円とし、選手を出場させない団体は「1000円～2000円」とする。
※各地区の人数規模により地区本部が判断する。
- 3・交流試合は、初級・上級クラスに分けてより参加しやすくする事が必要だが、人数が多くなり過ぎる場合は、本来の目的(審判講習会)から外れる為、調整する。
- 4・交流試合のみの参加は出来るだけ認めない。
- 5・交流試合の試合方式はJKJO公式ルールとする。
- 6・審判講習会が目的の為、交流試合の参加人数が多すぎる場合は今後検討する。

○全日本空手審判機構の名称使用など

- 1・「JKJO全日本空手審判機構」の名称等を大会パンフレット等に使用する場合は、審判講習会に参加協力している団体であり、ライセンスがある人や審判講習会に参加している人が大会の審判員の半数以上を占める場合のみ使用出来る。
- 2・「JKJO全日本空手審判機構」の共通した紹介ページを作成し、それを載せる事によって暫定的にパンフレットの名称使用を認める場合もありえる。
但し、地区本部事務局、及び総本部事務局の了承を得た場合とする。
- 3・ホームページに於いての使用も必ず地区本部事務局、及び総本部事務局に連絡する。
- 4・上記申請は、文章に於いてFAX又は郵送する。
- 5・無断使用に関しては、嚴重抗議と今後の使用の許可申請を制限する。
- 6・今後、公認・後援・協力の申請は、地区本部に文章で申請する。
許可後に、審判依頼も地区本部にできる。

○防具(まだ試作の域から出ていない状態で今後よりよい製品開発に力を注ぐ)

- 1・本機構の公認大会は、公認防具を使用する。
又はそれに準じた物を使用する。
- 2・公認防具は、安全性・便利性・適正価格のものとする。
- 3・本機構内に、防具委員会を設けメーカーと直接交渉その他を行う。

○服装

- 1・男子審判員は、シャツ・ネクタイ・スラックスの審判員として相応しい服装身だしなみをする。
- 2・女子審判員は、シャツ・スラックスの審判員として相応しい服装身だしなみとする。
- 3・審判員は靴下を履かない裸足とする。
- 4・公認指定大会に於いては、胸に「公認ライセンス証」を付ける。
- 5・その他、各道場の正装とする。
- 6・今後、A～B級審判員、検定員、参加団体代表者は共通の物を揃える場合もありえる。

○JKJO規約

- 1・本規約は、今後追加変更をし、時代の変化に柔軟性を持って対応する。

JKJO全日本空手審判機構・試合規約(ルール)

【試合時間】

- 幼児・小学生・中学生＝本戦1分30秒、延長1分、再延長1分、
- 高校生＝本戦2分、延長1分、再延長1分
(最終的には体重判定、又はマストシステム)

【審判員】

- 主審を含めた5名(3名)の審判員が競技の審判にあたるが、競技に関する最終決定は全て審判長の裁可による。
- 「一本」「技あり」「反則」「場外」「判定」などの場合は、5名(3名)の審判員のうち3名(2名)以上の判断で有効とする。2名(1名)以下及び主審のみの判断は認めない。但し、5名(3名)の審判員はそれぞれに意義を申し立て協議する権利を有する。

【サポーターの着用】

- 幼児(男女)＝ヘッドギア、ファールカップ、拳サポ、スネサポ
 - 小学生(男)＝ヘッドギア、Fカップ、拳サポ、スネサポ
 - 小学生(女)＝ヘッドギア、Fカップ、拳サポ、スネサポ、(高学年胸ガード)
 - 中学生(男)＝ヘッドギア、Fカップ、Pグローブ(拳サポ)、スネサポ
 - 中学生(女)＝ヘッドギア、Fカップ、Pグローブ(拳サポ)、スネサポ、胸ガード
 - 高校生(男)＝ヘッドギア、Fカップ、Pグローブ、スネサポ、
 - 高校生(女)＝ヘッドギア、Fカップ、Pグローブ、スネサポ、胸ガード
- ※ヒザサポーターは各主催団体任意とします。
- 中・高校生のパンチンググローブは公平を期す為に主催者が用意します。
女子胸ガードはプラスチック製や硬質なものは禁止となります。
JKJO指定、又はそれに類するものを使用する。(公認は制作予定)
上記以外は、普段着用のものを持参して下さい。但し、パットの薄いものや、危険と判断したものは指定のものとの交換させます。

【一本勝ち】

- 反則箇所を除く部分への突き・蹴りなどで瞬間的に決め、そのダメージにより相手を倒した場合はすべて一本勝ちとします。
- ダメージにより、泣いて、戦意喪失した場合。
- 技あり二本を取った場合(合わせ一本)。

【技あり】

- 反則箇所を除く部分への突き・蹴りなどを瞬間的に決め、そのダメージにより一時的に動きが止まった場合。又は、崩れた場合、戦意を喪失した場合は技ありとします。
- ノーガードで相手選手の上段に蹴りわざがヒットした場合。
- 上段蹴りにより、ガードをしていてもバランスを崩し倒れた場合。
- 前蹴り・下段蹴りで相手選手をきれいに転倒させて、下段突きをした場合。
- 下段蹴りなどで、相手選手が足を引きずる様な場合。
- 上段ヒザ蹴りによりダメージを与えた場合。
- 同時に蹴りが入った場合は、先に入った方が技ありとし、まったく同じ場合は相打ちとし技ありとはならない。
- 胴廻し回転蹴りをかわし、タイミングよく下段突きをした場合。

【判定】(審判判定基準優先順位)

- 一本勝ち、失格がない場合は、主審1名、副審4名(2名)のうち3名(2名)以上の審判の判断を有効とする。
- 技ありがある場合は、技ありを優先する。
- 技ありがない場合は、ダメージを優先する。
- ダメージのない場合は、有効打を含めた手数・足数を優先する。
- 有効打を含めた手数・足数が同じ場合は、気迫が勝っている方を勝ちとする。
- 「注意」「減点」がある場合は「審判判断基準」に基づく。

【反則】

- 掴み、掴んでからの攻撃。
- 掌低、又は正拳による押し。
- 拳・手刀・肘による顔面及び首への攻撃。
- 頭突き、金的への攻撃。
- 倒れた相手、背後からの攻撃。
- 故意に場外に出る事。
- 故意に倒れ、相手に攻撃をさせない事。かけ逃げなど。
- 頭をつけての攻撃。
- 抱え込み(先に抱え込んだ方の反則とする。)
- 以上の反則には審判より注意が与えられ、注意2回で減点1となり、減点2(注意4回)で失格(反則負け)となります。
※減点1は相手に技あり相当(技ありと同等ではない)の判定ポイントになります。